仕　様　書

1. 件名

グローブボックス備品の購入

2. 概要

再処理施設の維持管理に必要な分析及び法令に基づく計量管理分析等に使用するグローブボックスに必要な、グローブの取り付け部品(O リング、インナーリング等)、ビニルバッグ等の消耗部品を購入する。

3. 契約範囲内

別紙、「購入物品内訳表」のとおり

4. 契約範囲外

3.の契約範囲内に記載なきもの。

5. 支給物件・貸与物件

なし

6. 一般仕様

6.1 納期

平成 28 年 3 月 18 日

6.2 納入場所及び方法

(1) 納入場所

茨城県那珂郡東海村村松 4-33

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　核燃料サイクル工学研究所

再処理技術開発センター　分析課　指定場所

(2) 納入方法

持込渡し

6.3 保証

本仕様書を完全に満たすものであることを保証すること。

6.4 検収条件

納入時に実施する外観検査、員数検査の合格をもって検収とする。

6.5 かし担保

検収後1年以内にかしが発見された場合、無償にて速やかに修理もしくは交換を行うものとする。

6.6 提出図書類

6.6.1 提出図書

	項目	提出部数	提出期限	確認
(1)	原子力機構が必要とした書類	1 部	必要の都度	―

6.6.2 提出図書に関する注意事項

提出図書には、契約件名、契約番号、図書名、提出日、受注者名を記述すること。

6.7 適用法令、規格、技術基準等

本仕様書に適用する国内法令、規格、技術基準等は、最新版を適用すること。

6.8 産業財産権・知的財産権等

産業財産権・知的財産権等の取扱いについては、原子力機構の産業財産権特約条項、知的財産権特約条項によるものとする。

6.9 機密の保持

受注者は、本件を実施するにあたり知り得たすべての情報を機密扱いとし、その保護に努めること。

6.10 安全管理

本件は、カタログ品の購入のため該当なし

6.11 緊急時の対応及び異常時の対応

本件は、カタログ品の購入のため該当なし

6.12 協議

本仕様書に記載されている事項および記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構との協議により決定すること。また、協議内容は、議事録として提出図書に反映し、相互に確認及び保管管理すること。

6.13 受注者の責任と義務

6.13.1 受注者の責任

(1) 下請業者を使用する場合は、事前に原子力機構の確認を得ること。

6.13.2 受注者の義務

(1) 原子力機構が製作・据付等の検査・試験及び監査のために受注者並びにその下請業者の工場に立ち入ることを要請した場合は、これに応じること。

(2) 本件は、カタログ品の購入であるため、作業員等に対して実施すべき項目はない。

(3) 受注者は、購買品の維持・管理、運用に必要な以下に示す技術情報を提供すること。

① 製品の受け渡し後に、受注者が新たに発見または取得した機器の運用上の注意事項や知見

② 取扱説明書にない操作により、不適合が発生した場合または発生の可能性がある場合の予防処置のために必要な知見・情報または運用（運転）に必要な技術情報（保安に係るものに限る）

(4) 受注者は、機構の要求により、必要に応じて調達品受領時における調達要求事項への適用状況を記録した文書を提出すること。

6.14 涉外事項

本件は、カタログ品の購入のため該当なし

6.15 品質保証

品質保証計画書の提出はなし（本件は、カタログ品の購入のため）

6.16 不適合の報告及び処理

受注者は、本契約に係る不適合が発生した場合、その内容及び処置案等を速やかに原子力機構に報告すること。処置案については、原子力機構の確認を受け、処置後にその結果を報告すること。

6.17 安全文化を醸成するための活動

受注者は、原子力施設の安全文化醸成の活動を行うこと。また、機構の要求により、必要に応じて活動内容の報告をすること。

6.18 下請業者の管理

6.13.1 のとおり。

6.19 グリーン購入法の推進

グリーン購入法に適合する物品が発生する場合は、それを採用すること。

6.20 撤去品、産業廃棄物の処分

本件は、カタログ品の購入のため該当なし

6.21 電子データ流出防止

受注者は、ウイニー等のファイル共有ソフトをインストールしたパソコンを用いて、提出書類の作成及び電子データの保管を行わないこと。

7. 技術仕様

7.1 一般仕様

(1) 納品物は、別紙「購入物品内訳表」のとおりであること。

(2) 使用等により、初期不良を確認した場合は、速やかに正常品と交換すること。

7.2 設計

7.2.1 一般的要求事項

納品物は、別紙「購入物品内訳表」のとおりであること。

7.2.2 技術的要求事項

本件は、カタログ品の購入のため該当なし

7.3 製作・据付作業における特殊工程の管理

本件は、カタログ品の購入のため該当なし

7.4 梱包・輸送

梱包及び輸送は、受注者の責任で行うものとし、輸送時及び現地搬入時において破損、故障が生じた場合は、受注者の責任において交換を行うこと。

受注者は、輸送車両への積み込み、輸送及び荷卸し等の過程において、製品への損傷を防止できる梱包及び輸送方式を採用すること。

7.5 現地据付、調整、取合い

本件は、カタログ品の購入のため該当なし

7.6 検査及び試験

7.6.1 一般的要求事項

本件は、カタログ品の購入のため該当なし

7.6.2 技術的要求事項

本件は、カタログ品の購入のため該当なし

7.7 添付資料

別紙「購入物品内訳表」

以　上